

1 静岡市教育大綱の策定目的

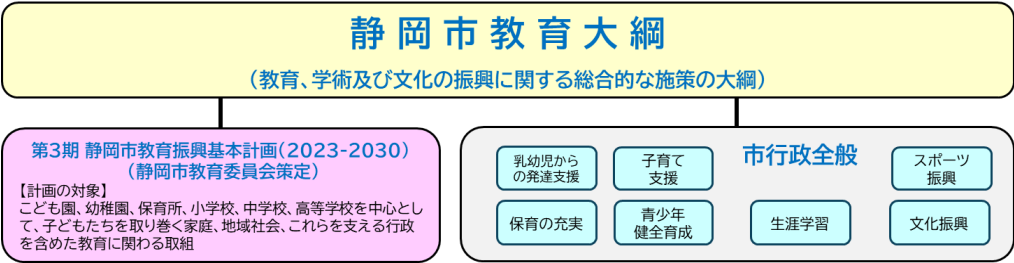
静岡市教育大綱は、乳幼児から高齢者まで、すべての市民が対象である。
「教育」を義務教育のみの範囲でとらえるのではなく、子どもの学びやリカレント教育の推進といった、「全世代」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」となりうる「静岡市教育大綱」を策定する。

2 静岡市教育大綱策定の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項
「地方公共団体の長（市長）は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされている。
この「総合的な施策の大綱」が、今回の「静岡市教育大綱」に当たる。

3 静岡市教育大綱の位置づけ

静岡市教育大綱を、本市の教育行政における基本的な方針に位置付け、そこに紐づく各種政策・個別具体的取組を推進していく。



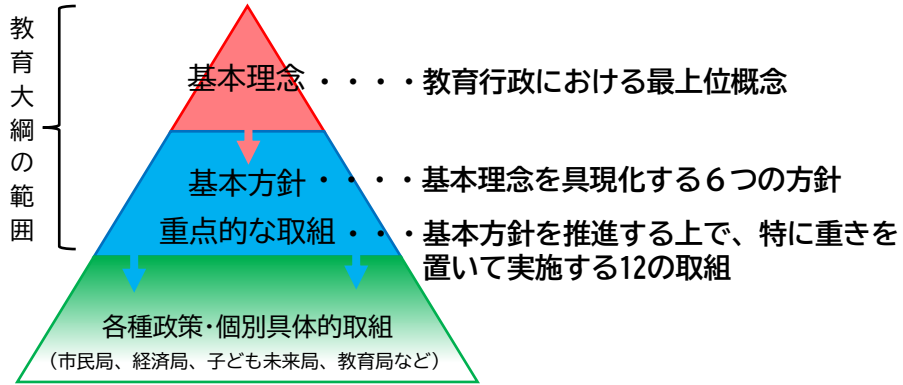
4 策定スケジュール（予定）

	R 6	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合教育会議			★ (5/30)			★ (8/22)				
パブリックコメント				(6/26～7/29)			(結果の公表)			
庁内作業・予算へ反映	(策定作業)					★ 策定	(R7当初予算要求へ反映)			

5 静岡市教育大綱の対象期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

6 静岡市教育大綱の構成（3層構造）



7 静岡市教育大綱の内容

- 基本方針1
「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す」
- 基本方針2
「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」
- 基本方針3
「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」
- 基本方針4
「新たな時代で活躍する多様な才能・能力を伸ばす」
- 基本方針5
「生涯にわたって学び、成長する好循環を生み出す」
- 基本方針6
「教育・保育を支える人々が安心感や幸福感をもてる環境を整える」